

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	障害者手帳(身体障害者手帳)に関する事務 基礎項目 評価票

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、障害者手帳(身体障害者手帳)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者手帳(身体障害者手帳)
②事務の概要	身体障害者手帳の交付申請、各種変更届け出等の受理事務。手帳交付の審査決定事務は、東京都の事務であり、新宿区では手帳の本人交付等を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ・手帳申請、手帳交付、転出入時の本人確認時に照会する。
③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバ、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者更生指導台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害者福祉課
②所属長	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	障害者福祉課長
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部障害者福祉課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4516

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	心身障害者福祉手当に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、心身障害者福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者福祉手当
②事務の概要	<p>心身に重度の障害のある者に福祉手当を支給する。</p> <p>・対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳1～3級の方 2. 愛の手帳1～4度の方 3. 区指定難病の方 4. 脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 5. 戦傷病者手帳 特別項症～2項症の方 <p>※ただし次の方は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1～5の対象となった時の年齢が65歳以上の方 ・上記1～5の対象となった時の年齢が65歳未満であるが、65歳までに申請を行わなかった方(新宿区の規則で定める事由により申請を行わなかった方を除く) ・本人(20歳未満は扶養義務者)の所得が一定以上の方 ・施設に入所している方 ・養育者が児童育成手当(障害手当)を受給している方 <p>・月額 15,500円(ただし、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は月額 7,750円)</p> <p>・申請の当月分から、2月、5月、8月、11月に支給</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>・この手当には所得制限があるため、本人・配偶者等の所得状況等を照会する。</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、連携サーバー、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
区手当管理台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 別表第一の47の項類似事務(新宿区心身障害者福祉手当条例) 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第2項 別表第一の47の項 類似事務 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害者福祉課
②所属長	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	障害者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部障害者福祉課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4516

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

<選択肢>

1) 発生あり

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	障害福祉サービスに関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、障害福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービス
②事務の概要	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」及び「児童福祉法」に基づき、各種福祉サービスを提供する。</p> <p>内容 総合支援法: 介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具等の申請受理・支給決定・更新 児童福祉法: 障害児通所支援、相談支援等の申請受理・支給決定・更新 その他: 負担能力の認定及び費用負担の決定、給付費の支払い</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】 ・負担能力を認定するため、本人、配偶者等の所得状況等を照会する。</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、連携サーバ、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉サービス台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9第1項 別表第一の8の項、同84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【照会】10の項、11の項、108の項、109の項、110の項 【提供】16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者福祉課
②所属長	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	障害者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部障害者福祉課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4516

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年10月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年10月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	障害者地域生活支援サービスに関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、障害者地域生活支援サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害地域生活支援サービス
②事務の概要	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づき、市町村事業として、移動支援事業、日中一時支援、日常生活用具等のサービスを提供する。 内容: サービス決定、負担能力の認定及び費用負担の決定、給付費の支払い 【特定個人情報を取り扱う事務】 ・負担能力を認定するため、本人、配偶者等の所得状況等を照会する。
③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、連携サーバー、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉サービス台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9第1項 別表第一の84の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者福祉課
②所属長	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	障害者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部障害者福祉課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4516

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	精神障害者への通院医療費の支給申請書等の受理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、精神障害者への通院医療費の支給申請書等の受理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当り、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者への自立支援医療費(精神通院)の支給申請書等の受理事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)に基づき、法が定める精神疾患に罹患する患者からの、自立支援医療費(精神通院)新規、更新、変更等の申請書受理事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①患者からの各種申請書の受付
③システムの名称	保健情報(対人)システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
保健情報システム (医療費公費負担 精神情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第84号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二の項番109
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課
②所属長	保健予防課長 渡部 ゆう
6. 他の評価実施機関	
牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 保健予防課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部保健予防課 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 電話 03(5273)3862 直通

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法に基づき保険者として、要介護(要支援)認定に関わる事務、保険給付、介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の執行管理及び保険料の賦課徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①要介護(要支援)認定に関わる事務、②保険給付、③保険料の賦課徴収
③システムの名称	介護保険システム、要介護認定支援システム、ケアマネジメント支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民記録システム、税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、106、109、117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部介護保険課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号 03(3209)1111 内線3561

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	--------------------------

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	通所介護等食費助成事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、通所介護等食費助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	通所介護等食費助成事業に関する事務
②事務の概要	新宿区通所介護等食費助成事業実施要綱に基づき、低所得者の負担を軽減し、通所サービスの利用促進を図ることを目的に、通所サービスを利用した場合の食費を助成する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 申請を受けた際の本人の課税状況の確認
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に案する条例 別表(3)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部介護保険課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線3613

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	介護保険法による地域支援事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、介護保険法による地域支援事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険法による地域支援事業では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による地域支援事業
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防すること等を目的に、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を行っている。
③システムの名称	ケアマネジメント支援システム、福祉情報システム、連携サーバー、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部高齢者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部高齢者福祉課 〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線3484

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月24日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月24日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	紙おむつ購入費助成 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、紙おむつ購入費助成における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	紙おむつ購入費助成では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。
------	---

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	紙おむつ購入費助成
②事務の概要	新宿区高齢者おむつ費用助成実施要綱に基づき、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護を必要とする高齢者に対しおむつ費用を助成する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 申請受付時の本人の課税状況の確認
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部高齢者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部高齢者福祉課 〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線3484

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。
------	---

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
②事務の概要	新宿区認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業実施要綱に基づき、介護者の精神的負担の軽減を図るとともにリフレッシュする機会の創出を図ることを目的に、認知症高齢者を在宅で介護する者にヘルパーを派遣する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 申請受付時の課税状況の確認
③システムの名称	福祉情報システム、連携サーバー、連携データベース、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部高齢者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部高齢者福祉課 〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線3484

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年9月24日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年9月24日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	生活保護法による生活保護の実施 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、生活保護法による生活保護の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による生活保護の実施
②事務の概要	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を助長する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 保護の申請受理及び決定事務
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民記録システム、連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の以下の項 9,10,14,16,24,26,27,28,31,50,54,61,62,64,70,87,94,104,106,108,116,118,120,
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課及び保護担当課
②所属長	生活福祉課長及び保護担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部生活福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部生活福祉課 〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18番21号 電話番号03(3209)1111 内線3642

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	法外援護 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、法外援護における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法外援護
②事務の概要	生活保護受給世帯に対し、法律の範囲を超えた施策を行なうことにより、経済的負担を軽減し、保護の充実を図る。 【特定個人情報を取り扱う事務】 保護の申請受理及び決定事務
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民記録システム、連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課及び保護担当課
②所属長	生活福祉課長及び保護担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部生活福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部生活福祉課 〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18番21号 電話番号03(3209)1111 内線3642

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年10月9日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年10月9日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・対象者の資格管理・支払管理・現況届受付・統計処理等 ○ 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・申請書、届出書等の確認 ・支給要件に必要な各種情報の照会 (住民情報、所得情報、年金情報、転入前の児童扶養手当台帳情報等) ・支給の決定、調整等
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(第57項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 北沢 聖子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒160-8448 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所子ども家庭部子育て支援課育成支援係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒160-8448 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所子ども家庭部子育て支援課育成支援係 03-5273-4558

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月5日 時点
2. 取扱者数	

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	児童育成手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、児童育成手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当に関する事務
②事務の概要	東京都新宿区児童育成手当条例及び東京都新宿区児童育成手当条例施行規則に基づき、児童育成手当の認定及び支給に関する事務を行う。 上記条例及び規則並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①手当の支給資格確認(所得要件・在住要件等) ②認定時の支給額決定及び通知 ③毎年の現況届の審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき区が制定する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 北沢 聖子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区 子ども家庭部 子育て支援課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話番号 03-5273-4558

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満

いつ時点の計数が	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	ひとり親家庭の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、ひとり親家庭の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭の医療費助成
②事務の概要	<p>新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、マル親医療証の認定及び交付に関する事務を行う。 上記条例及び規則並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格の認定及び対象者の資格管理 ②医療証の交付事務 ③医療費の支払い事務 ④現況届の審査及び認定事務</p>
③システムの名称	児童福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭の医療費助成システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき区が制定する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第14号(番号法第19条第7号別表第二(第57項) 類似事務)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 北沢 聖子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区子ども家庭部子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒160-8448 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所子ども家庭部子育て支援課育成支援係 電話番号 03-5273-4558</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、母子及び父子福祉資金貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく、母子家庭、父子家庭の方に、生活の安定と経済的自立の助長、扶養している児童の福祉の増進のための資金の貸付けに関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①申請に関する事務：都内に6か月以上居住している配偶者のない女子及び父子で、現に児童(20歳未満)を扶養している者に対し母子及び父子並びに寡婦福祉法による限度額の範囲内で母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に規定されている12種類の資金について貸付けを行う。 ②償還に関する事務：償還された資金に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者(借受人、連帯借受人、連帯保証人等)に対する滞納情報の管理を行う。
③システムの名称	福祉資金管理システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子福祉資金貸付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第43項) ※別表第1 第43項の事務処理者は、「都道府県知事」とされているが、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年都条例第107号)第2条 23の項の規定により新宿区が処理する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】番号法第19条第7号 別表第2(第26、30、87項) 【情報照会の根拠】番号法第19条第7号 別表第2(第63項) ※別表第2 第26、30、87項の情報提供者、第63項の情報照会者は、「都道府県知事」とされているが、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年都条例第107号)第2条 23の項の規定により新宿区が処理する。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長	子ども家庭部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区子ども家庭部子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区子ども家庭部子育て支援課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 03-5273-4558

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)等の規定に基づき、受給者、児童等の資格管理、支給額管理支払等に関する申請・届出の受付等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 受給者、児童等に係る申請・届出の受付
③システムの名称	児童福祉総合システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	-
<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 北沢 聖子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部 子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区 子ども家庭部 子育て支援課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話番号 03(3209)1111 内線3841

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	子どものための教育・保育給付及び保育所等の利用調整に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、子どものための教育・保育給付及び保育所等の利用調整に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び保育所等の利用調整に関する事務
②事務の概要	<p><事務全体の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づき、就学前子どもの年齢及び保育の必要性に応じた支給認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料、区立子ども園の入園料又は新宿区保育ルーム事業の利用料(以下「保育料等」という。)を決定する。 ・児童福祉法に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、保育所等の利用調整を行う。 <p><事務の具体的な内容></p> <p>(1)子どものための教育・保育給付関係事務</p> <p>①支給認定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園又は地域型保育事業等の利用を希望する保護者から、支給認定申請を受ける。 ・申請に係る子どもについて年齢・保育の必要性に応じて支給認定を決定し、申請者に対し支給認定証を交付する。 <p>②保育料等決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の区市町村民税課税額、生活保護等の受給状況等を確認し、保育料等を決定する。 ・保護者に対し保育料等を通知する。 <p>(2)保育所等の利用調整関係事務</p> <p>①保育所等の入所申込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の①の支給認定申請とあわせて、保育所等の入所申込を受ける。 <p>②利用調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所希望園及び保護者の就労状況等に応じた保育の必要性の程度(基準に基づく指数)を基本に利用調整を行う。 ・保護者に対し利用調整の結果を通知する。
③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定等管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 8及び94の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第2 16及び116の項 番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育園子ども園課
②所属長	子ども家庭部保育園子ども園課長 月橋 達夫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部保育園子ども園課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部保育園子ども園課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号 03(5273)4527

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したが	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	認証保育所保護者負担軽減事業

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、認証保育所保護者負担軽減事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	認証保育所保護者負担軽減事業
②事務の概要	<p><事務全体の概要></p> <p>・新宿区認証保育所保護者負担軽減事業実施要綱に基づき、認証保育所を利用する児童の保護者に対し、その利用に係る保育料の一部又は全部を助成することにより、保護者の負担を軽減する。</p> <p><事務の具体的な内容></p> <p>①交付申請 ・認証保育所を利用する児童の保護者から助成金交付申請を受ける。</p> <p>②交付決定 ・認証保育所の利用及び世帯の所得状況等を確認し、交付又は不交付決定を行うとともに、申請結果について保護者に通知する。</p> <p>③支払 ・交付決定者に対し、要綱で定める期日に助成金を支給する。</p>
③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
認証保育所助成金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育園子ども園課
②所属長	子ども家庭部保育園子ども園課長 月橋 達夫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭部保育園子ども園課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭部保育園子ども園課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号 03(5273)4584

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	幼稚園の管理運営に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区教育委員会は、幼稚園の管理運営に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区教育委員会

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	幼稚園の管理運営に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p><事務全体の概要> 子ども・子育て支援法にもとづき、就学前子どもの支給認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)を決定する。</p> <p><事務の具体的な内容> ①支給認定事務 ・特定教育・保育施設である幼稚園の利用を希望する保護者から、支給認定申請を受ける。 ・申請に係る子どもについて支給認定を決定し、申請者に対し支給認定証を交付する。 ②保育料等決定事務 ・保護者の区市町村民税課税額、生活保護等の受給状況等を確認し、保育料等を決定する。 ・保護者に対し保育料等を通知する。</p>
③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
幼稚園管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 94の項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第2 116の項 番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校運営課
②所属長	学校運営課長 山本 誠一
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会事務局学校運営課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区教育委員会事務局学校運営課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線6176

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	私立幼稚園就園奨励費補助金事務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区教育委員会は、私立幼稚園就園奨励費補助金事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区教育委員会

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園就園奨励費補助金事務に関する事務
②事務の概要	<p><事務全体の概要> 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する園児保護者を対象に、申請に基づき就園奨励費補助金の決定及び交付をする。</p> <p><事務の具体的な内容> ・上記施設を利用する園児保護者から、補助金交付申請を受ける。 ・申請内容を確認し、補助金の決定をする。また、補助金の決定については、保護者世帯の区市町村民税課税額、生活保護等の受給状況等を確認し、補助金額を決定する。 ・保護者に対し、補助金を交付する。</p>
③システムの名称	私立幼稚園補助金集計システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
私立幼稚園就園奨励費補助金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校運営課
②所属長	学校運営課長 山本 誠一
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会事務局学校運営課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区教育委員会事務局学校運営課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線6176

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金事務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区教育委員会は、私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区教育委員会

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金事務に関する事務
②事務の概要	<p><事務全体の概要> 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設を利用する園児保護者を対象に、申請に基づき保育料及び入園料補助金の決定及び交付をする。</p> <p><事務の具体的な内容> ・上記施設を利用する園児保護者から、補助金交付申請を受ける。 ・申請内容を確認し、補助金の決定をする。また、保育料補助金の決定については、保護者世帯の区市町村民税課税額、生活保護等の受給状況等を確認し、補助金額を決定する。 ・保護者に対し、補助金を交付する。</p>
③システムの名称	私立幼稚園補助金集計システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	学校運営課
②所属長	学校運営課長 山本 誠一

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 教育委員会事務局学校運営課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 新宿区教育委員会事務局学校運営課
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話番号03(3209)1111 内線6176

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子保健(保健指導・健康診査・妊娠の届出等)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、母子保健事務(保健指導・健康診査・妊娠の届出等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健(保健指導・訪問指導、健康診査・妊娠の届出等、養育医療の給付)
②事務の概要	母子保健法に基づき、保健センター又は委託医療機関において下記の事務を行う。 (1)保健指導・訪問指導 妊産婦・乳児等に対し、保健指導・訪問指導を実施する。 (2)健康診査・妊娠の届出等 妊婦又は乳幼児等に対する健康診査を実施。また、妊娠届出の受付、母子健康手帳の交付及び母子健康手帳台帳の管理を行う。 (3)養育医療の給付 医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。 上記(2)(3)で特定個人情報を取り扱う
③システムの名称	保健情報(対人)システム、ホスト連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健情報システム(保健師活動支援情報ファイル、母子保健情報ファイル)、養育医療受付台帳(紙台帳)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番49
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二の項番56の2、項番70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康推進課 健康事業係
②所属長	健康推進課長 中川 誠一
6. 他の評価実施機関	
牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部 健康推進課 健康事業係 新宿区新宿5-18-21 電話03-5273-3047

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	健康増進法による健康増進事業

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法による健康増進事業
②事務の概要	<p><17条1項 関係事務></p> <p>(1)健康教育 保健センター等で医師、保健師、栄養士等を講師とした講演会、生活習慣病予防教室等を開催し、健康に関する正しい知識の普及を図る。</p> <p>(2)健康相談 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が保健センター等で、心身の健康に関する相談に応じるとともに、指導及び助言を行い、必要に応じて血圧測定等簡易な検査を行う。</p> <p>(3)訪問指導・機能訓練 療養上の保健指導が必要な者に対し保健師が訪問して指導を行い、必要に応じて理学栄養士による家庭での機能訓練方法の指導、栄養士による栄養指導、歯科衛生士による口腔衛生指導を実施する。</p> <p><19条の2 関係事務></p> <p>(4)骨粗しょう症 予防検診事務 骨粗しょう症の早期発見と予防のため、骨粗しょう症予防検診を行う。</p> <p>(5)歯周疾患検診 口腔健康保持増進等を目的として、20歳以上の区民のうち希望する者に対し、歯周疾患検診(歯科健康診査)を実施する。</p> <p>(6)肝炎ウイルス検診 40歳以上の新宿区健康診査対象者で受診歴のない希望者に対し肝炎ウイルス検診の同時実施を行い、40歳以上の新宿区健康診査対象外の区民に対し肝炎ウイルス検診の単独実施を行う。</p> <p>(7)無保険者に対する健康診査 40歳以上の無保険者に対して健康診査を実施する。</p> <p>(8)がん検診 生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及及び啓発を図る。 (対象 胃・大腸・肺がん:40歳以上、子宮頸がん:20歳以上偶数年齢女性、乳がん:40歳以上偶数年齢女性)</p>
③システムの名称	保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム

2. 特定個人情報ファイル名

保健情報システム(保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しょう症検診ファイル、歯周疾患健診ファイル、基本健診ファイル、がん検診ファイル)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の項番76

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無 [実施しない]

<選択肢>
1) 実施する
2) 実施しない
3) 未定

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 (1)~(4)健康部東新宿保健センター、(5)~(8)健康部健康推進課

②所属長 (1)~(4)東新宿保健センター所長 深井 園子、(5)~(8)健康推進課長 中川 誠一

6. 他の評価実施機関

牛込保健センター・四谷保健センター・落合保健センター・保健予防課

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 (1)~(4)東新宿保健センター、(5)~(8)健康推進課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 (1)~(4) 健康部 東新宿保健センター 新宿区新宿7-26-4 Tel 03(3200)1026
(5) 健康部 健康推進課健康事業係 新宿区新宿5-18-21 Tel 03(5273)3047
(6)~(8) 健康部 健康推進課健診係 新宿区新宿5-18-21 Tel 03(5273)4207

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、定期予防接種対象者に予診票を個別に送付している。 【特定個人情報を取り扱う事務】 予防接種の記録、健康被害に対する給付事務
③システムの名称	保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健情報システム(予防接種情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号表第9条第1項 別表第一の項番10
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の項番17・18・19
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課 予防係
②所属長	保健予防課長 渡部 ゆう
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 保健予防課 予防係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部 保健予防課 予防係 新宿区新宿5-18-21 電話 03-5273-3859

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	精神障害者への精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の受理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、精神障害者への精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の受理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当り、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者への精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等の受理事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る、新規、更新、変更等の申請書受理事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①患者からの各種申請書の受付
③システムの名称	保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健情報システム (医療費公費負担 精神情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第14号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二の項番25
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課
②所属長	保健予防課長 渡部 ゆう
6. 他の評価実施機関	
牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 保健予防課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部保健予防課 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 電話 03(5273)3862 直通

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	難病患者への特定医療費の支給申請書等の受理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、難病患者への特定医療費の支給申請書等の受理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当り、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病患者への特定医療費の支給申請書等の受理事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律50号)に基づき、法が定める疾病に罹患する患者からの、新規、更新、変更等の申請書受理事務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①患者からの各種申請書の受付
③システムの名称	保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健情報システム(医療費公費負担 難病情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」と言う)第9条第1項 別表第一 第98号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二の項番120
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課
②所属長	保健予防課長 渡部 ゆう
6. 他の評価実施機関	
牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 保健予防課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部保健予防課 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 電話 03(5273)3862 直通

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	公営住宅等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・区単独事業に基づく住宅・区民住宅(特定優良賃貸住宅等)・特定住宅(地域優良賃貸住宅)・事業住宅の管理
②事務の概要	<p>(1)事務の概要</p> <p>①区営住宅 公営住宅法に基づき、所得が一定基準以下の方に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>②区営住宅(公営住宅法以外) 新宿区立住宅管理条例に基づき、所得が一定基準以下の方に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>③区民住宅 特定優良賃貸住宅法に基づき、中堅所得者(一定の基準の範囲内の収入)の方を対象として区が提供する住宅で、中堅ファミリー層の確保と定住化を促進させる。</p> <p>④区民住宅(特定優良賃貸住宅法以外) 新宿区立住宅管理条例に基づき、中堅所得者(一定の基準の範囲内の収入)の方を対象として区が提供する住宅で、中堅ファミリー層の確保と定住化を促進させる。</p> <p>⑤特定住宅 区民住宅としての用途を廃止した住宅で期間を定めて引き続き中堅所得者(一定の基準の範囲内の収入)の方を対象として区が提供する住宅で、中堅所得者総の子育て世帯の生活を支援する。</p> <p>⑥事業住宅 木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建て替え又は除去により住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し住宅を供給する。</p> <p>(2)特定個人情報ファイルについて ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。①公営住宅入居時の資格審査(所得要件・在住要件・福祉要件)、②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定(所得額に基づき算出)、③入居後の収入報告書の申請・各種(所得・在住・福祉)情報の照会、④出産・死亡・転出等による世帯情報の変更及び入居者管理上必要な情報の確認</p>
③システムの名称	住宅管理システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市計画部住宅課
②所属長	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区都市計画部住宅課区立住宅管理係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 03-3209-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	就学援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区教育委員会は、就学援助事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区教育委員会

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	保護者からの受給申請書を受け、世帯の課税状況等を確認することにより受給資格の審査を行い、対象となった児童・生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の支給を行う。 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 申請世帯全員の前年の住民税課税情報及び生活保護受給状況の照会
③システムの名称	就学援助システム(団体内他機関) 団体内統合宛名等システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助審査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第9項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新宿区教育委員会事務局学校運営課
②所属長	学校運営課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区教育委員会事務局学校運営課 住所: 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 電話: 03-5273-3089
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年3月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	障害者福祉タクシー事業

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、障害者地域生活支援サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

[平成26年4月 様式2]



I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉タクシー事業
②事務の概要	<p>外出の利便を図るため、歩行困難な肢体不自由者等にタクシー利用券等を交付する。</p> <p>・対象者</p> <p>1 タクシー利用券 身体障害者手帳所持者のうち各号の方</p> <p>①肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級 ②内部機能障害1～3級 ③視覚障害1～2級 ④平行機能障害3級 愛の手帳 1～2度</p> <p>2 車いす券・ストレッチャー券 次の各号該当の方</p> <p>①身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由(下肢・体幹・移動機能障害)1～3級、内部機能障害1～3級、平行機能障害3級の方 ②移動に車いすやストレッチャーを利用している方</p> <p>3 助成内容</p> <p>①タクシー利用券 月額3500 ②車いす券・ストレッチャー券 予約料・迎車料・ストレッチャー利用料(月2枚)</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】 ・この事務は特定個人情報を利用しないが、法定事務と同一の申請書を使用する。</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバ、連携データベース
2. 特定個人情報ファイル名	
タクシー支払台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 別表第一の84の項類似事務(新宿区障害者福祉タクシー事業実施要綱)新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害者福祉課
②所属長	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	障害者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区福祉部障害者福祉課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4516

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月8日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる